

第4次合志市男女共同参画推進行動計画
パートナーシッププラン・こうし

～多様な人々が、自他をともに大切にするまち合志～



2022年(令和4年)3月

熊本県 合志市

はじめに

このたび、「第4次合志市男女共同参画推進行動計画」を策定いたしました。合志市男女共同参画推進懇話会をはじめ、計画策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました関係各位、さらにはアンケート調査等にご協力いただきました市民、事業所、地域団体の皆様に、心からお礼を申し上げます。



平成27年に女性活躍推進法が成立し、国は、国際的にも共有されている守るべき規範として、男女共同参画を重要な方針の一つに位置付けています。

合志市においても、平成19年に「合志市男女共同参画まちづくり条例」を施行するとともに、これまで3次にわたって「合志市男女共同参画推進行動計画」を策定し、男女共同参画に関する様々な取組を進めてきました。その成果は確実に現れてきていますが、依然として男女の固定的役割分担意識など、男女共同参画を推進する上での課題が残っています。

特に、新型コロナウイルス感染症がまん延したこの二年は、企業において、柔軟な働き方やワーク・ライフ・バランスの取組が急速に進む契機となり、テレワーク、オンラインの活用などが一気に進んだことにより、男性が家事・育児や介護にしっかりと向き合う機会が増えた一方で、女性が職を失いがちな社会環境、DVや性被害の増加、貧困など社会的諸課題が顕在化しました。

本計画では、社会の変化や課題に対応するため、「多様な人々が、自他をともに大切にするまち合志」を基本理念とし、この実現に向け、合志市はさらなる熱意をもって取り組んでまいります。男女共同参画社会の実現には、行政はもとより、市民や事業者の皆様の主體的な取組が不可欠となりますので、今後とも皆様方の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

合志市長 荒木 義行



目次

第1章

計画の策定にあたって

1

- ① 男女共同参画社会の実現に向けて 1
- ② 計画の趣旨・位置づけ 2
- ③ 計画の期間 2

第2章

男女共同参画を取り巻く現状と課題

3

- ① 男女共同参画の動向(世界・国・熊本県・合志市) 3
 - (1) 国際的な動き 3
 - (2) 国の動き 4
 - (3) 熊本県の動き 5
 - (4) 合志市の動き 5
- ② 合志市における男女共同参画を取り巻く現状と課題 6
 - (1) 統計データからみる合志市の現状 6
 - (2) 市民・団体意識調査、事業所実態調査及びヒアリング調査からみる合志市の現状 11
 - (3) 各種調査結果を踏まえた課題整理 21

第3章

計画の全体像

23

- ① 基本理念及び基本目標 23
- ② 施策体系 24
- ③ 成果指標の設定 25



- 基本目標1** 多様な価値観を尊重できる男女共同参画意識の醸成…………… 27
- (1) 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実…………… 28
- (2) 地域における男女共同参画の推進…………… 29
- (3) 広報・啓発による意識改革と機運醸成…………… 30
- 基本目標2** だれもが希望する場所で能力を発揮し活躍できる社会づくり…………… 32
- (1) 男性の働き方改革と家事・育児・介護への参画推進…………… 32
- (2) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進…………… 33
- (3) 社会における女性の活躍推進…………… 34
- (4) 多様な性・文化・生き方を尊重する社会づくり…………… 37
- 基本目標3** 安全・安心な暮らしの実現…………… 39
- (1) あらゆる暴力・ハラスメントの根絶…………… 40
- (2) 生涯にわたる心身の健康づくりの推進…………… 41
- (3) 困難を抱える人への自立支援…………… 43
- (4) さまざまな立場から考える防災体制の確立…………… 43

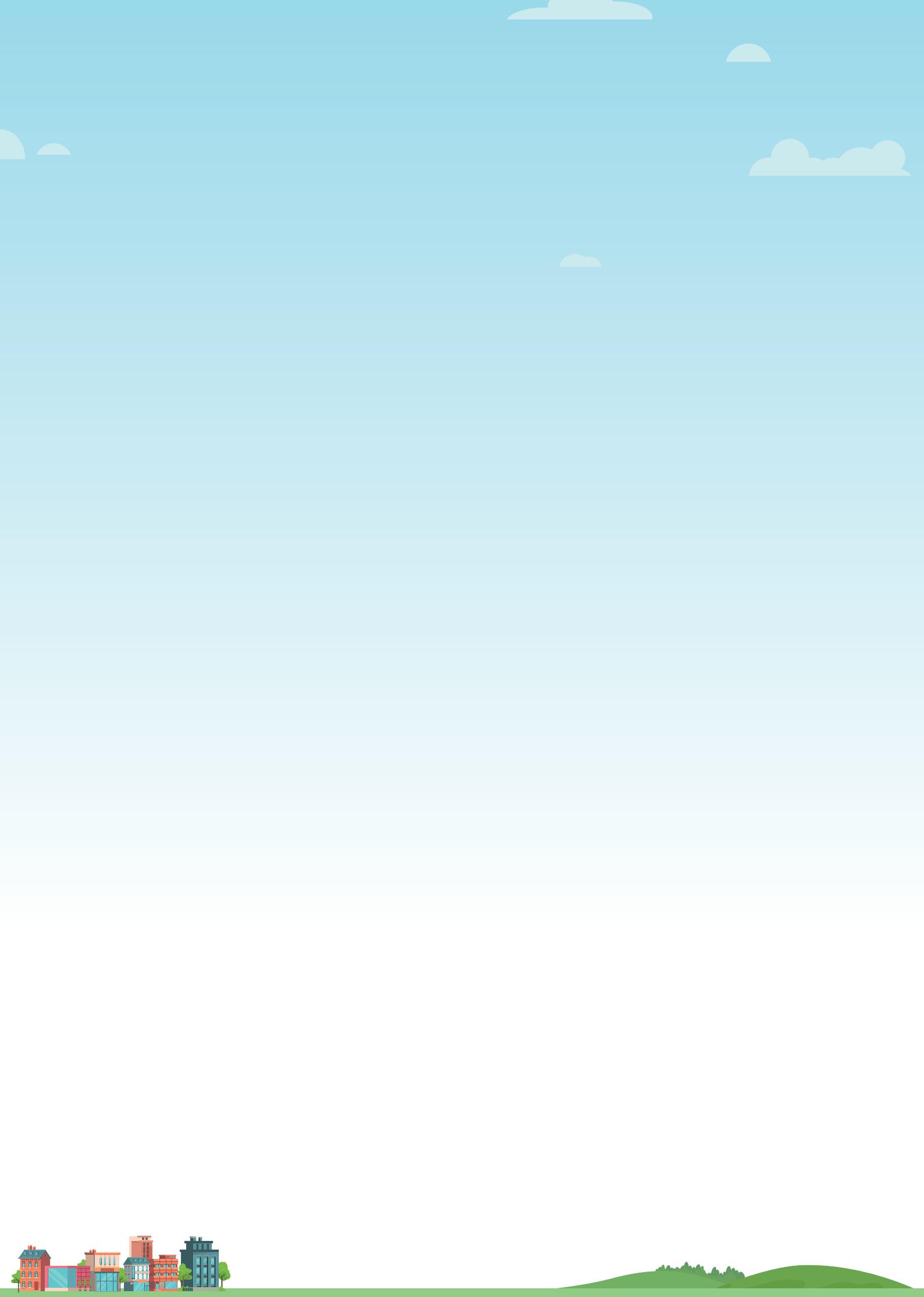
- ① 庁内施策…………… 47
- ② 市民、地域、事業所との連携…………… 48
- ③ 国・県・近隣自治体等との連携…………… 48
- ④ 計画の進捗状況の評価…………… 48

資料編

- ① 合志市男女共同参画まちづくり条例…………… 49
- ② 用語の説明…………… 55

(*マークの付いている用語は、「用語の説明」内で説明を記載しています。)





1 男女共同参画社会の実現に向けて

一人ひとりが性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向けて関係法を整備しています。なかでも、人口減少や少子高齢化が進行する社会においては、女性の活躍が不可欠として、女性の登用の推進、子育て・介護などに配慮した柔軟な働き方の実現に向けた制度改革などを進めているほか、配偶者等からの暴力(DV:ドメスティック・バイオレンス*)やセクシュアル・ハラスメント*など、女性に対する暴力の根絶に向けた取組などを進めています。本市においては、2017(平成29)年に男女共同参画を推進するための行動プランとして「第3次合志市男女共同参画推進行動計画 パートナーシッププラン・こうし」を策定し、国等の動向も踏まえながら、一人ひとりが輝き豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指して、各施策に取り組んできました。

企業における育児休業や短時間勤務等の導入が進むなど一定の成果が見られているものの、男性の育児休業取得が進んでいないことや、DVやセクハラ*など女性に対する暴力の存在のほか、依然として社会の様々な分野における男女間の意識に格差があるなどの課題が挙げられています。固定的な性別による役割分担意識にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮できる社会、男性中心の働き方を見直し、男女がともに仕事と家庭生活との両立ができる社会、互いの人権が尊重され、DVやセクハラなどの暴力のない社会を目指した取組を、今後も引き続き進める必要があります。

2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「SDGs:持続可能な開発目標」においては、2030(令和12)年までの国際目標の一つとして「5 ジェンダー*平等を実現しよう」が含まれています。

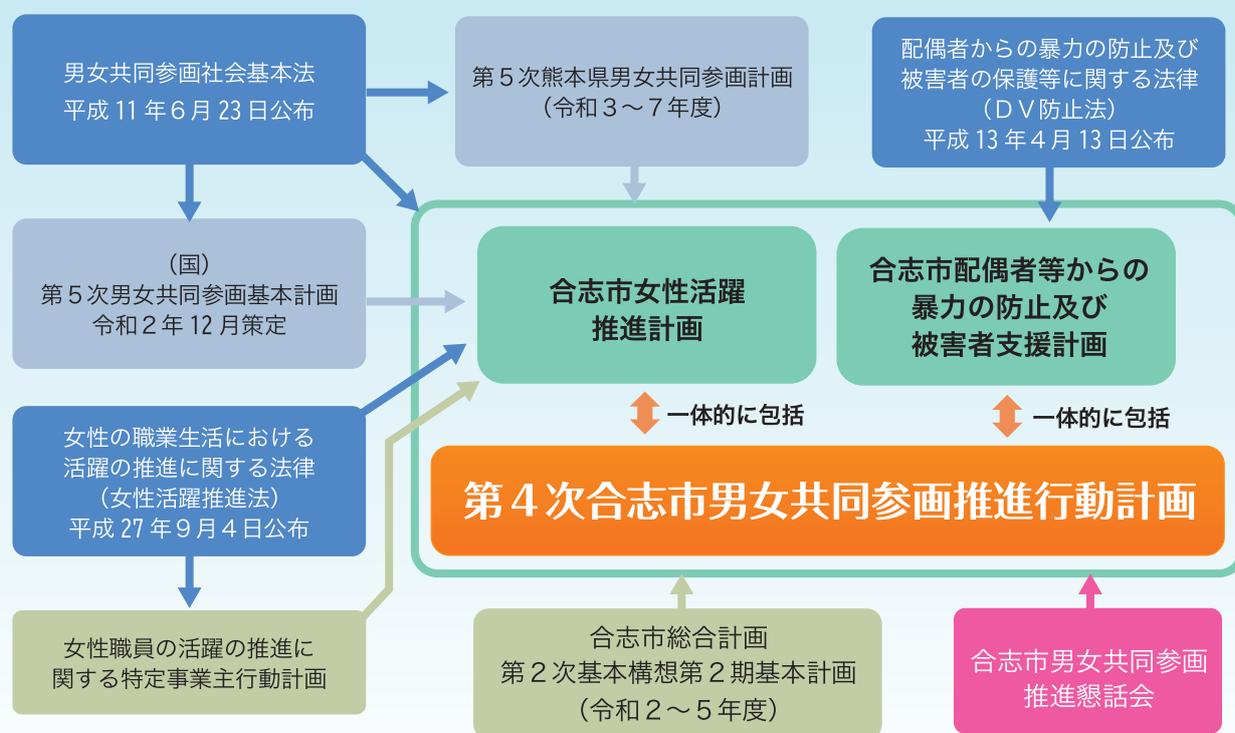
本計画は、国の動きや社会情勢、本市の男女共同参画に関する現状や課題を踏まえ、社会環境の変化に対応するとともに、持続可能な地域づくりを担う取組の一つとして、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、総合的に施策を推進するために策定するものです。



2 計画の趣旨・位置づけ

第4次合志市男女共同参画推進行動計画は、合志市男女共同参画まちづくり条例第10条第1項に基づく「行動計画」です。また、2015(平成27)年9月に女性活躍推進法が施行されたことを踏まえ、本計画を男女共同参画社会基本法第14条に基づく「市町村男女共同参画計画*」と、女性活躍推進法第6条に基づく「市町村活躍推進計画」を一体的に策定したものと位置づけます。なお、DV*対策については、「DV対策基本計画」を本計画に包含したものとします。

さらに、合志市総合計画第2次基本構想第2期基本計画の男女共同参画分野の個別計画であり、施策の推進に当たっては総合計画との整合を図ります。



3 計画の期間

この計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。ただし、国際社会の動向や社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じ見直しを行います。

年 度	平成								令和							
	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	
期 間	第2次合志市男女共同参画推進行動計画								第3次合志市男女共同参画推進行動計画				第4次合志市男女共同参画推進行動計画			

第2章 男女共同参画を取り巻く現状と課題

1 男女共同参画の動向(世界・国・熊本県・合志市)

(1) 国際的な動き

国連では、1975(昭和50)年を国際婦人年と定め、男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加などを目標に世界的な活動を行うこととし、1979(昭和54)年には、女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた「女性差別撤廃条約」を採択するなど、女性の地位向上を目指す取組を進めてきました。

2015(平成27)年には、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ*」が採択され、この中に掲げられた「持続可能な開発目標(SDGs)」では、政治、経済、公共分野での意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画等をターゲットとした「5 ジェンダー*平等を実現しよう」の目標が定められました。わが国の男女共同参画は、こうした国連の女性の地位向上に係る運動と連動して進んできています。

また、「世界経済フォーラム」では、各国の「ジェンダー・ギャップ指数*(GGI)」を毎年公表しており、2021(令和3)年3月時点で、日本は156か国中120位と低くなっています。特に政治分野で147位(スコア:0.061)となっており、前年の144位(スコア:0.049)と比べ、スコアは上がっているものの、順位は下がっています。これは、各国がジェンダー平等に向けた努力を加速している中で、日本が遅れを取っていることを示しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



*SDGsと第4次基本計画の目標との対応については、P.27~に関連するアイコンを掲載しています。

(2) 国の動き

国においては、1999(平成11)年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取組を進めています。

しかしながら、固定的な性別による役割分担意識や男性中心型の労働慣行は依然として残っており、また、急速な少子化の進展や雇用環境の変化等、社会情勢が大きく変わる中、価値観やライフスタイル*、性をめぐる概念などが多様化し、新たな状況への適切な対応が求められています。特に、女性を取り巻く社会環境は大きな変化を遂げており、2015(平成27)年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」)が制定され、あらゆる分野における女性活躍推進の基本原則が定められたことにより、様々な法改正や制度改革等が進められています。

2020(令和2)年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」においては、目指すべき社会として改めて以下の4つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

また、目指すべき社会の実現に向け、国では下記の取組や対策を講じていくこととしています。

- 地方議会における取組の養成(議員活動と家庭生活との両立、ハラスメント防止)
- 男性の育児休業取得率の向上
- 地域活動における女性の活躍・男女共同参画
- 固定的な性別役割分担意識等を背景に、若い女性の大都市圏への流出が増大。地域経済にとっても男女共同参画が不可欠
- 地域における女性でデジタル人材の育成など学び直しを推進
- 女性農林水産業者の活躍推進
- 「生命(いのち)を大切にする」「性暴力の加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ことを教える教育
- 新型コロナウイルス感染症による影響に対応するため、DV*相談支援体制を強化
- 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備
- 女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携など



(3) 熊本県の動き

熊本県においては、2001(平成13)年に「熊本県男女共同参画推進条例」が制定されており、男女共同参画社会の実現に向け6つの基本理念を掲げています。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| ①男女の人権の尊重 | ②社会における制度又は慣行についての配慮 |
| ③政策等の立案及び決定への共同参画 | ④家庭生活における活動と他の活動の両立 |
| ⑤国際的協調 | ⑥県、県民、事業者及び市町村の協働 |

2021(令和3)年には「第5次熊本県男女共同参画計画*」を策定し、「男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現」を基本目標とし、計画的かつ総合的に施策及び事業を実施しています。

また、2005(平成17)年には「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」、令和元年には「第4次熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」が策定され、「DVをなくし、地域で被害者を支える社会の実現」という基本理念のもと、配偶者からの暴力(DV)の被害者に対する支援体制を整備するとともに、あらゆる暴力の防止に取り組んでいます。

女性の活躍推進に対する社会機運の高まりや、取り組むべき課題等を踏まえ、2016(平成28)年に「熊本県女性の活躍推進計画」を策定し、「企業が変わる」、「女性・男性が変わる」、「社会が変わる」、そして『熊本が変わる』、という視点のもと、計画的に女性の社会参加を推進してきましたが、令和3年には「第5次熊本県男女共同参画計画」に統合されたことにより、さらに効果的な推進が目指されています。

なお、熊本県においては、くまもと県民交流館パレア内に『男女共同参画センター』を設置し、男女が共に自立し、支え合う社会の実現を目指しています。

(4) 合志市の動き

合志市が誕生した2006(平成18)年に男女共同参画を推進するための行動プランとして「合志市男女共同参画推進行動計画 パートナーシッププラン・こうし」を策定しました。

同年に「合志市男女共同参画推進懇話会」が設置され、市と共同で男女共同参画推進啓発講座を開催したり、毎月広報誌に啓発記事を掲載したりするなど、本市の男女共同参画を推進する中心的な役割を果たしてきました。その後、社会情勢の変化を踏まえながら、計画の改訂や次計画の策定を行っています。2008(平成20)年からは「合志市男女共同参画 気づきうなずきフェスティバル」を毎年開催するなど、積極的に男女共同参画の啓発に取り組んでいます。

新たな「第4次合志市男女共同参画推進行動計画 パートナーシッププラン・こうし」の策定に向け、2020(令和2)年に市民意識調査を、2021(令和3)年には事業所実態調査や市内各団体を対象とした意識調査、女性労働者などのキーパーソンを対象としたヒアリング調査を実施しました。これらの調査からみえる課題を整理し、今後の取組に生かすべく本計画を策定しています。



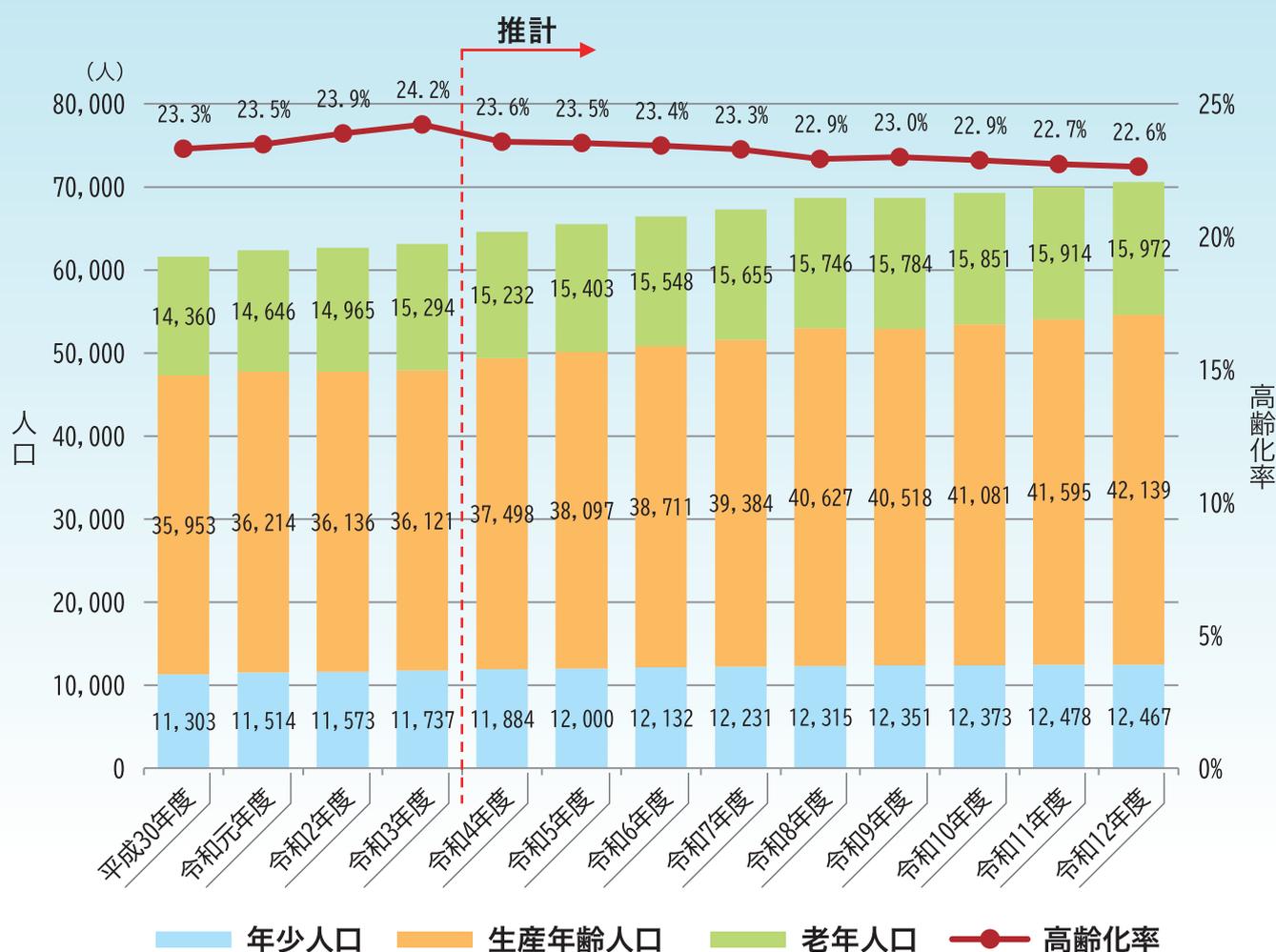
2 合志市における男女共同参画を取り巻く現状と課題

(1) 統計データからみる合志市の現状

① 人口の推移

本市の総人口は年々増加しており、将来の人口の推移においても、今後人口増加は続くものとみられています。

また、年齢区分別にみると、14歳以下の「年少人口」、15歳以上64歳未満の「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口」のいずれにおいても、増加傾向となっています。



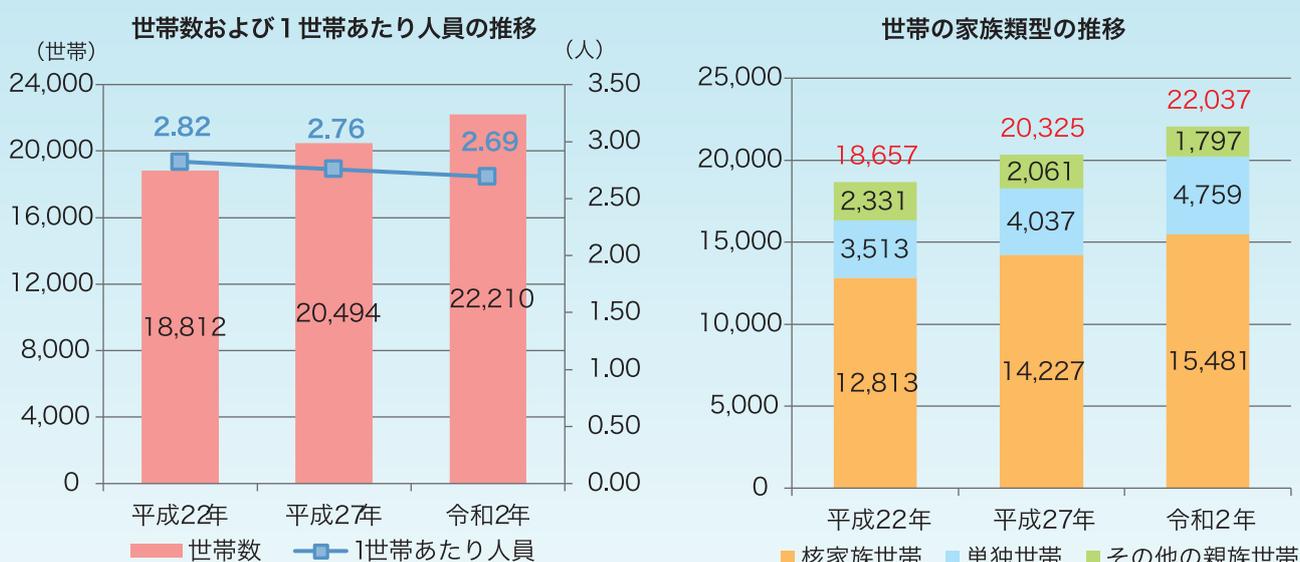
(資料：平成30年度～令和3年度のデータ…住民基本台帳に基づく実績値〈令和3年4月2日〉
令和4年度～令和12年度のデータ…合志市人口推計〈令和元年7月〉)

② 世帯の推移

本市の世帯の状況は、2020(令和2)年では22,210世帯で2010(平成22)年から約3,400世帯増加しています。1世帯あたりの人員については2010(平成22)年以降減少傾向で推移しており、2020(令和2)年では2.69人となっています。

また、世帯の家族類型別の推移をみると、その他の親族世帯は減少傾向にある一方、核家族世帯、単独世帯は増加傾向にあり、特に単独世帯の割合は2020(令和2)年には2割以上を占めています。

ひとり親家庭の状況は、母子世帯・父子世帯ともに増加しています。



(資料：総務省「国勢調査」)

家族類型別世帯数	平成22年	平成27年	令和2年
総数	18,812	20,494	22,210
A 親族世帯	15,144	16,288	17,278
I 核家族世帯	12,813	14,227	15,481
(1) 夫婦のみ	4,144	4,589	5,043
(2) 夫婦と子ども	7,007	7,734	8,236
(3) 男親と子ども	234	261	313
(4) 女親と子ども	1,428	1,643	1,889
II その他の親族世帯	2,331	2,061	1,797
B 非親族世帯	147	163	161
C 単独世帯	3,513	4,037	4,759
母子世帯 (再掲)	283(1.5%)	378(1.8%)	444(2.0%)
父子世帯 (再掲)	47(0.2%)	47(0.2%)	49(0.2%)

()：総数に対する割合 (資料：総務省「国勢調査」)

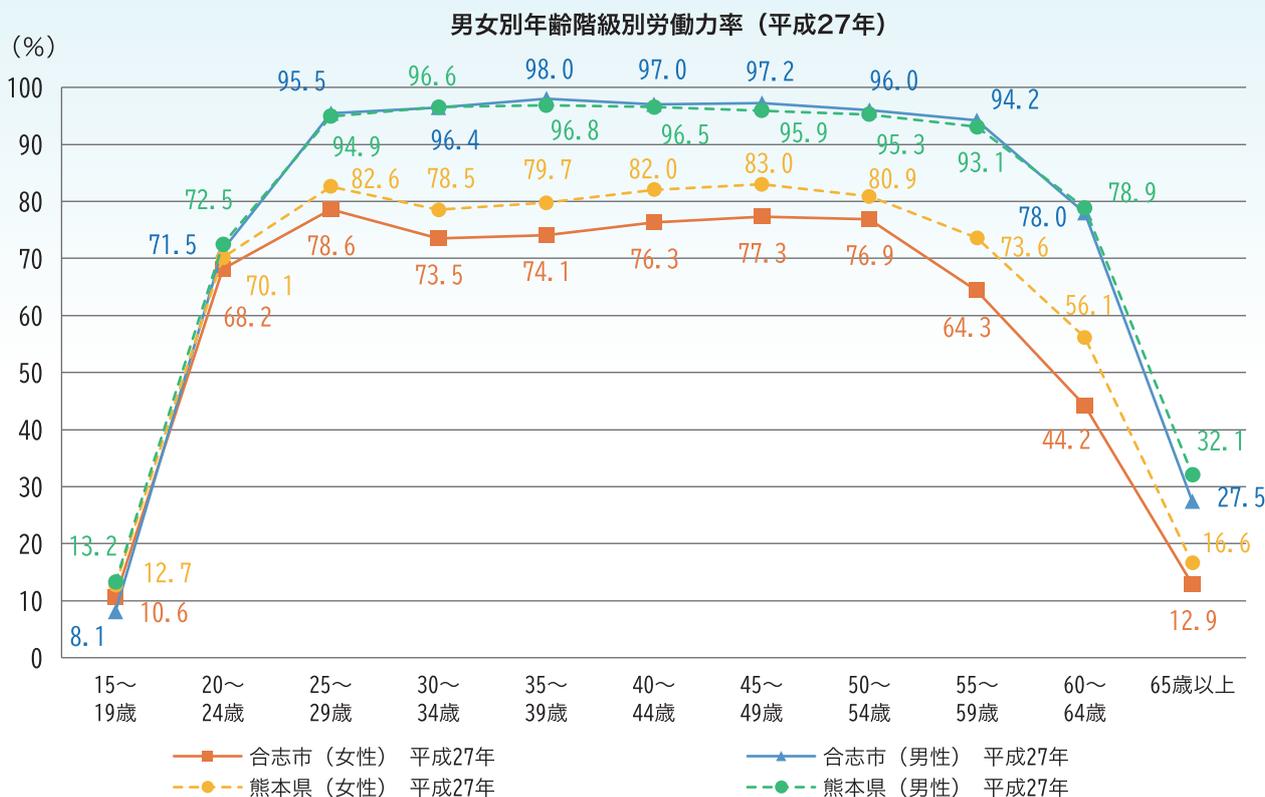
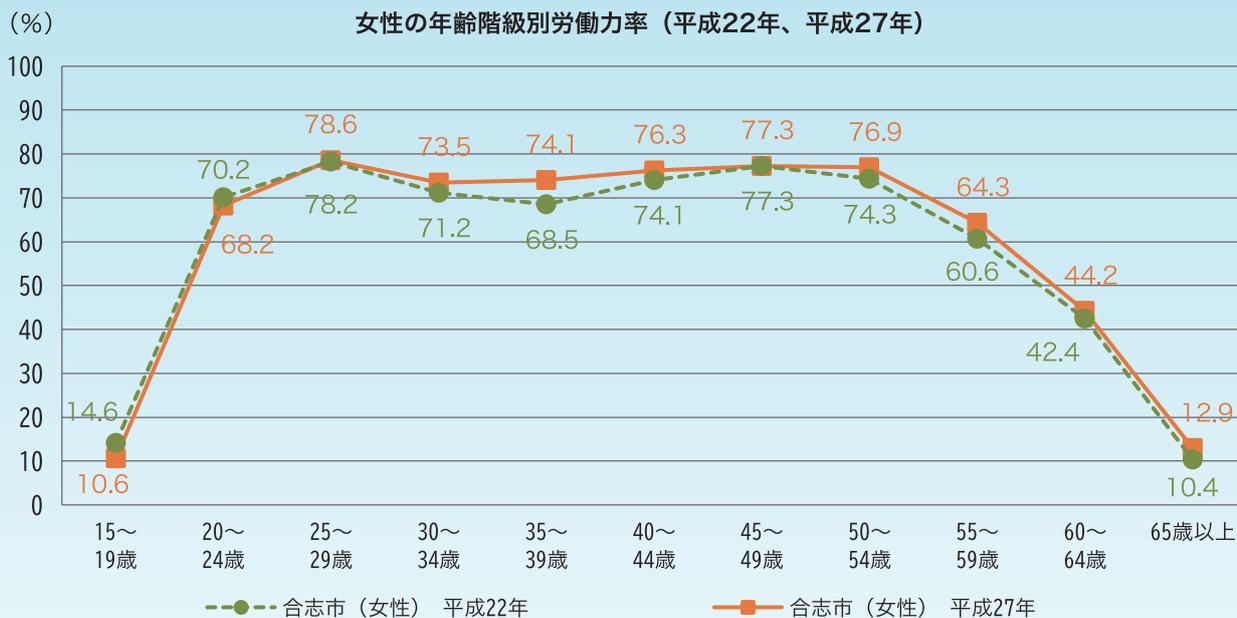
③ 年齢階級別労働力率

女性の年齢階級別労働力は、出産、子育て期における30代で「M字カーブ※」を描いています。

本市では2010(平成22)年では35～39歳を底とする「M字カーブ」を描いていましたが、2015(平成27)年では30～34歳が底となっています。

熊本県と比較すると、女性においてはいずれの年齢においても熊本県よりも低い値となっています。

※M字カーブ：女性の年齢階級別労働率をグラフで表した時に「M」の形に似た曲線を描く傾向が見られ、このグラフの形態を指します。



(資料：総務省「国勢調査」)

④ 男女別・20～40代未婚率の推移

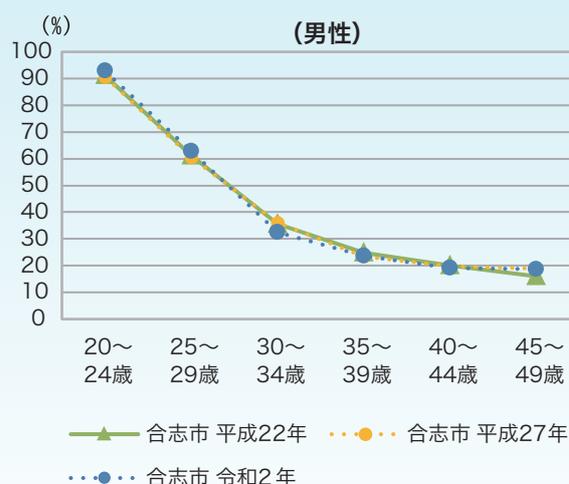
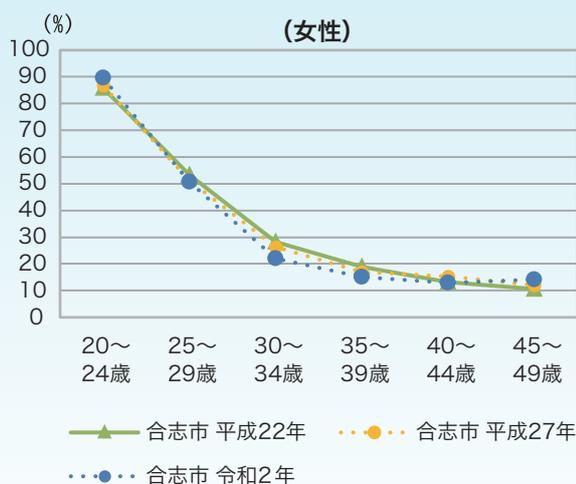
20～40代の未婚率の推移は、2020(令和2)年と2010(平成22)年を比較すると、本市では男女ともに30代では概ね減少していますが、40代後半では増加しています。

また熊本県、国と比較すると、本市の未婚率は男女ともに、いずれの年齢においても低くなっています。

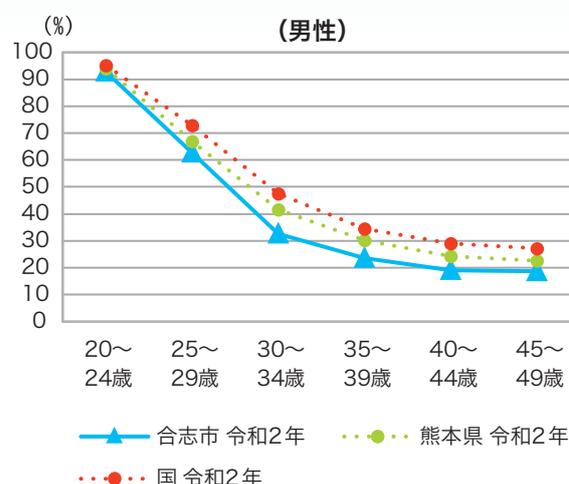
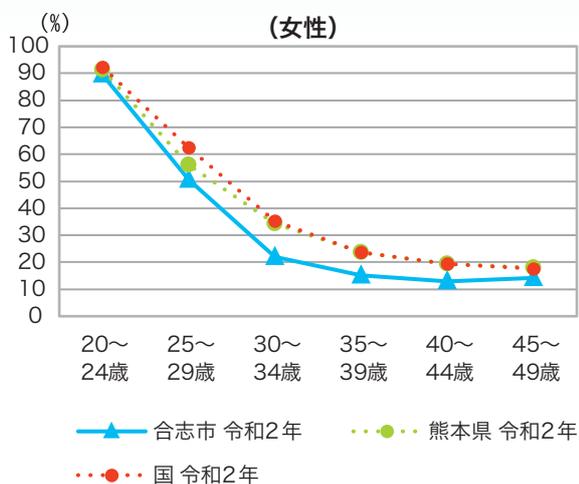
性別	女性						男性					
	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳
平成22年(合志市)	85.8	53.3	28.3	18.8	13.1	10.6	91.1	61.0	35.5	24.9	20.1	16.0
平成27年(合志市)	86.7	51.1	26.4	17.1	15.3	12.0	90.6	60.3	36.1	23.4	19.9	18.9
令和2年(合志市)	89.5	50.6	22.1	15.1	12.9	14.2	92.8	62.7	32.5	23.6	19.1	18.7
令和2年(熊本県)	91.3	56.0	34.2	23.7	19.5	18.0	94.0	67.0	41.6	30.2	24.3	22.6
令和2年(国)	92.3	62.4	35.2	23.6	19.4	17.6	95.2	72.9	47.4	34.5	29.0	27.2

(資料：総務省「国勢調査」)

■年代別未婚率比較 (合志市平成22年、平成27年、令和2年)



■年代別未婚率比較 (合志市、熊本県、国、令和2年)



⑤ 市へのDV*相談人数

本市のDV相談人数は、平成30年度、令和元年度には30人台へ減少したものの、令和2年度は再び50人へ増加しています。

(人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
DV相談人数	53	60	36	39	50

(資料：合志市 各年度3月31日付)

⑥ 各種審議会等に占める女性委員の割合

本市の各種審議会等に占める女性委員の割合は、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員では各年度で変化はありませんが、農業委員会では令和2年が平成30年の約1.5倍、個人情報保護審査会では2倍となっています。

(%)

審議会等名 (一部抜粋)	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
教育委員会	50.0	50.0	50.0	50.0
選挙管理委員会	50.0	50.0	50.0	50.0
監査委員	0.0	0.0	0.0	0.0
農業委員会	21.4	21.4	28.6	30.8
個人情報保護審査会	20.0	20.1	20.0	40.0
各種審議会等全体	31.0	33.5	31.1	31.3

(資料：合志市 各年度3月31日付)

※各種審議会等とは、地方自治法第180条の5に基づく委員会等、同法第202条の3に基づく審議会等、その他市要綱等に基づく委員会、協議会、懇話会等すべて

(2) 市民・団体意識調査、事業所実態調査及びヒアリング調査からみる合志市の現状

① 各種調査の実施概要

	◆市民意識調査	◆団体意識調査	◆事業所実態調査
調査対象	市内に在住する 18歳以上の男女3,000人	自治会及び 市が関連している協議会等 (9協議会等+84行政区)	市内にある従業員数 10名以上の事業所 (281事業所)
調査対象者の抽出方法	住民基本台帳から 無作為抽出	全数	全数
有効回収率	38.3% (回収数1,148通)	84.9% (回収数79通)	44.8% (回収数126通)
調査方法	郵送による配布・回収	行政区は区長便にて配付・ 回収、その他団体は各課よ り配布・回収	郵送による配布・回収
調査時期	令和2年9月	令和3年6～8月	令和3年6月

◆キーパーソンヒアリング調査

対象・対象者の抽出方法：

女性就労者
外国人就労者
事業所における総務・人事担当者
女性防災士*
地域おこし協力隊

事業所実態調査の結果から、対象者が事業所内にいること、なおかつ良い取組がみられる事業所へ協力を依頼し、対応可能であった事業所にて実施

調査方法：対面によるインタビュー形式あるいはメールでの調査

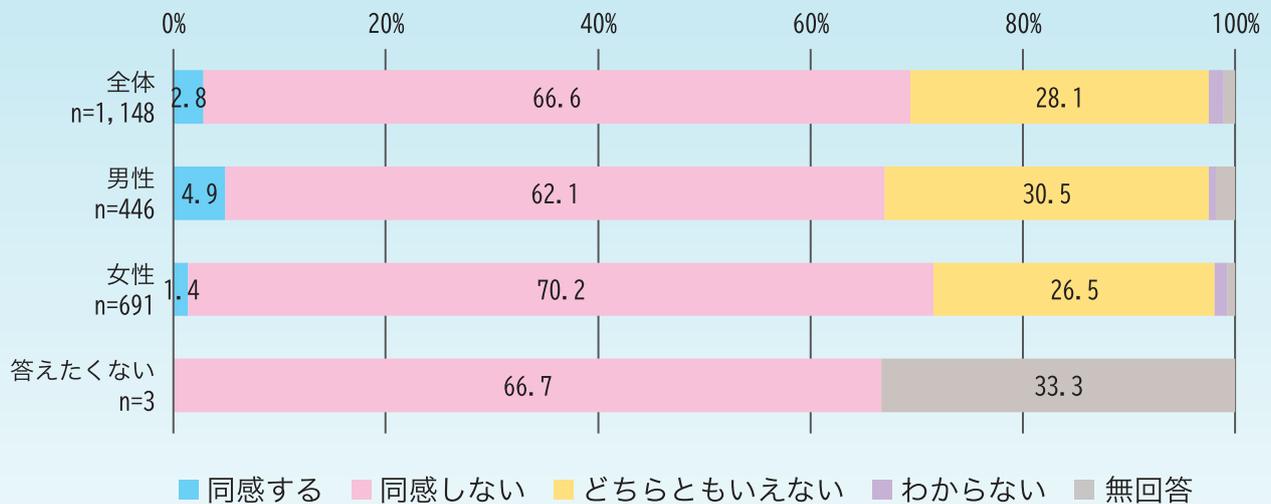
調査時期：令和3年8月

② 調査結果(一部抜粋)

【市民意識調査】

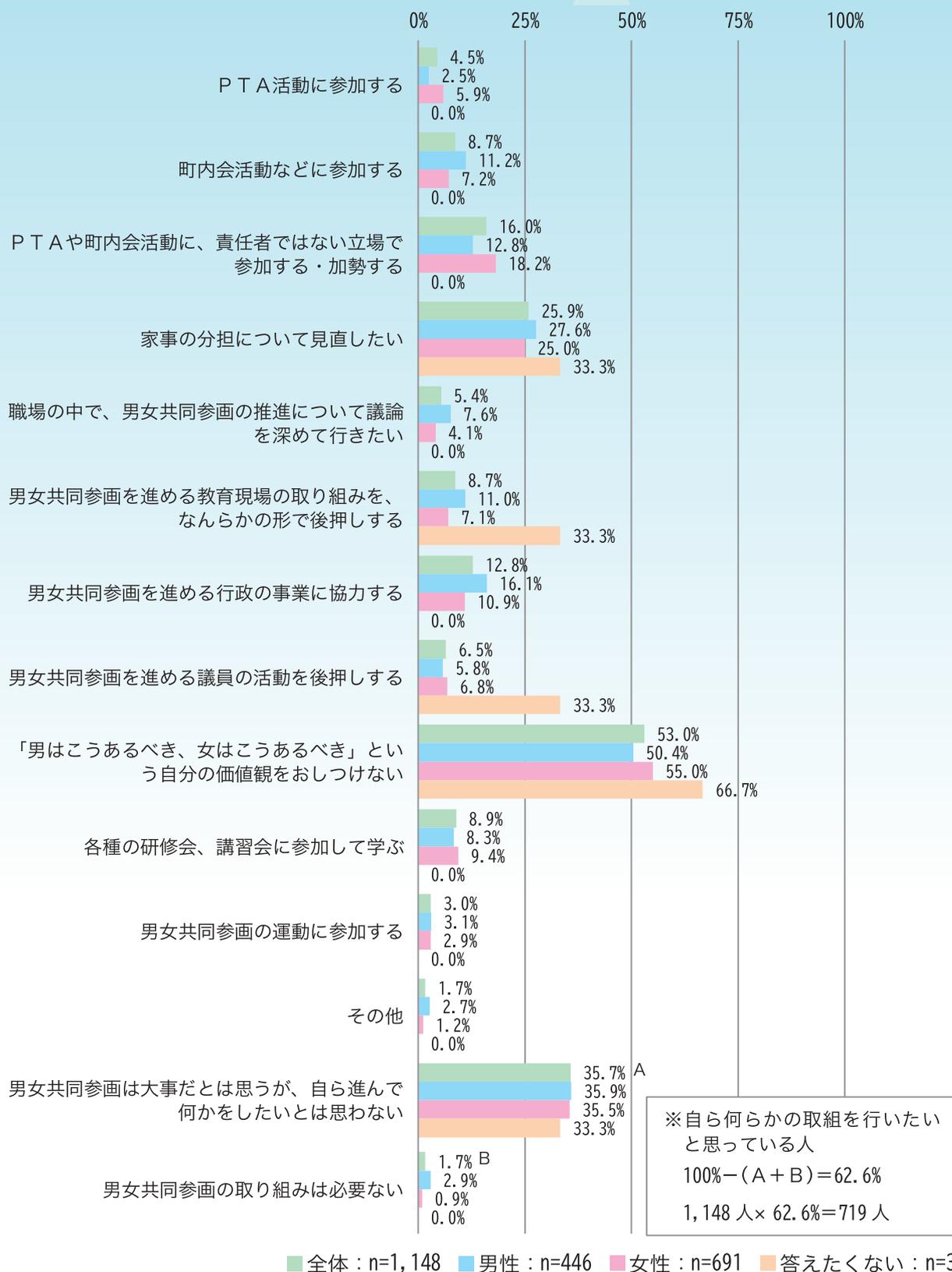
i) 固定的性別役割分担*意識

「男は仕事、女は家庭」といった性別で役割を固定する考え方に「同感しない」が66.6%と半数以上を占めています。「同感する」は2.8%と少ないものの、「どちらともいえない」は28.1%となっており、判断を保留している人も少なくありません。性別にみると、「男性」では「同感する」が4.9%と「女性」の1.4%をやや上回っています。



ii) 男女共同参画推進のために自ら取り組みたいこと

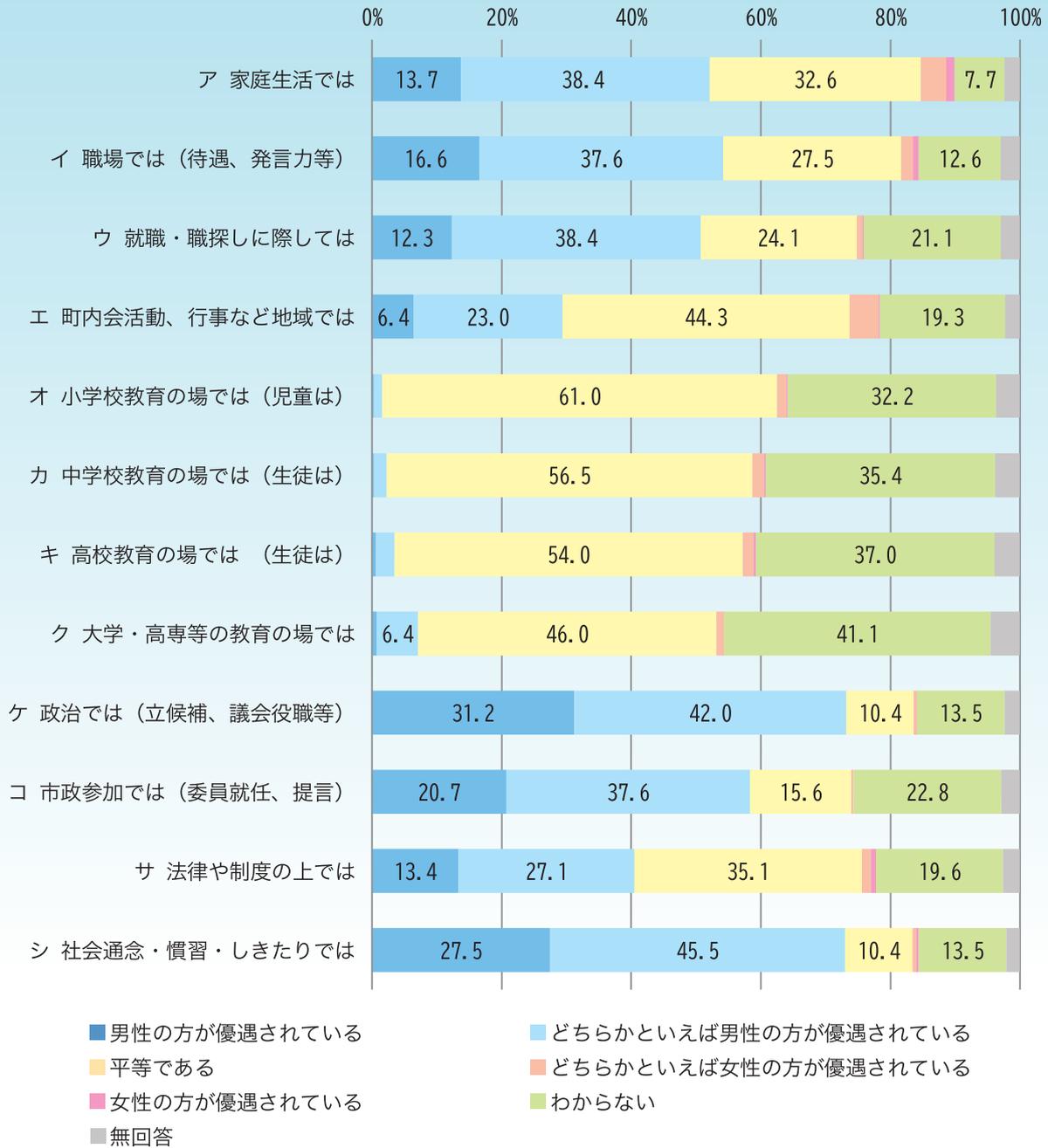
男女共同参画社会づくりのために自ら何らかの取組を行いたいと思っている人は全体の62.6%(719人)*となっています。具体的な取組としては、『「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という自分の価値観をおしつけない』が53.0%と半数を占め、「家事の分担について見直したい」が25.9%で続き、個人の意識や家庭内での取組が上位を占めています。



iii) 男女の地位の平等感

「家庭生活」「職場」「就職・職探しに際して」「政治」「市政参加」「社会通念・慣習・しきたり」では、男性が優遇されていると感じている人が半数を超えています。

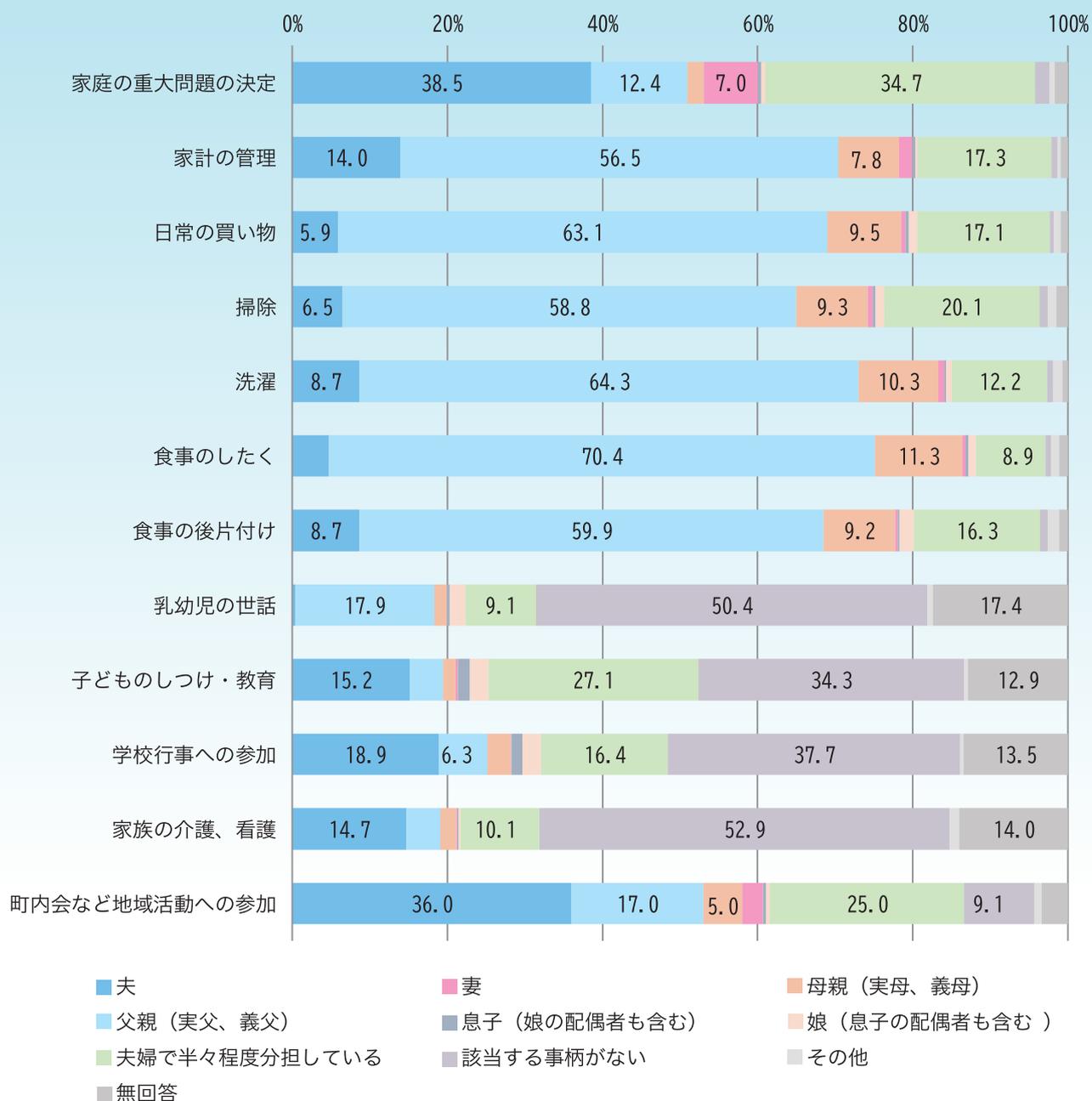
一方、小学校から高等教育までの教育の場では平等と感じている人が半数を超え、「町内会活動、行事など地域」や「大学・高専等」、「法律や制度」でも平等と感じている割合が高い傾向がみられます。



iv) 家庭での役割分担

家計の管理、買い物、掃除、洗濯、食事のしたくや片付けなどの日常的な家事については、6～7割の家庭で「妻(女性)」が担当しており、夫婦で分担している割合は1割程度にとどまっています。

一方、「男性」が担当している割合が高かったのは「家庭での重大問題の決定」であり、これについては夫婦で分担している割合は3割台となっています。このほか、「家族の介護・看護」「乳幼児の世話」「学校行事への参加」は夫婦で分担されている割合が比較的高くなっています。

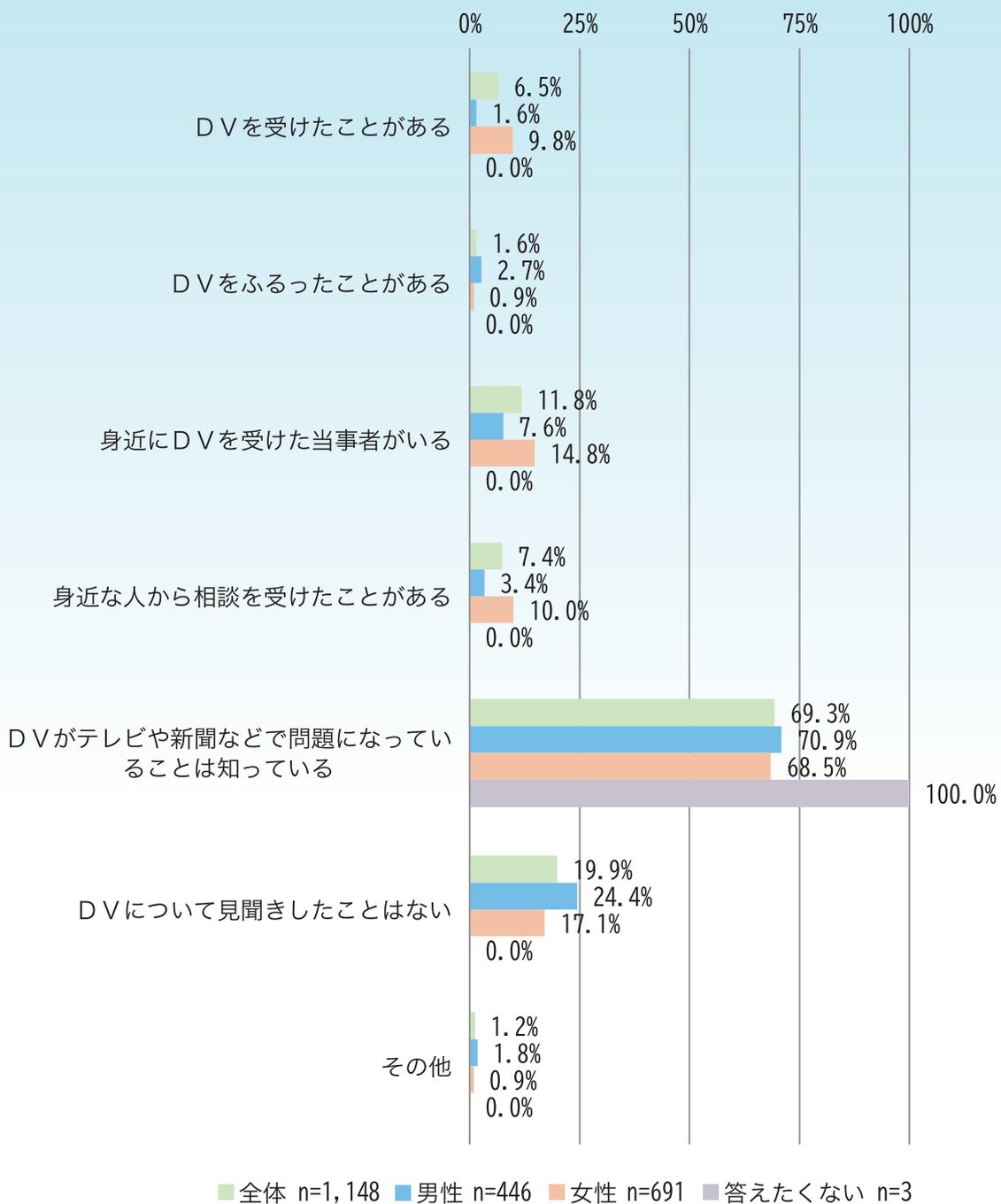


v) DV*について

「DVがテレビや新聞などで問題になっていることは知っている」は69.3%、「DVについて見聞きしたことはない」が19.9%とDVは広く認知されています。

実際に「DVを受けたことがある」という人は6.5%、「身近にDVを受けた当事者がいる」は11.8%、「身近な人から相談を受けたことがある」7.4%となっています。「DVをふるったことがある」という人も1.6%みられます。

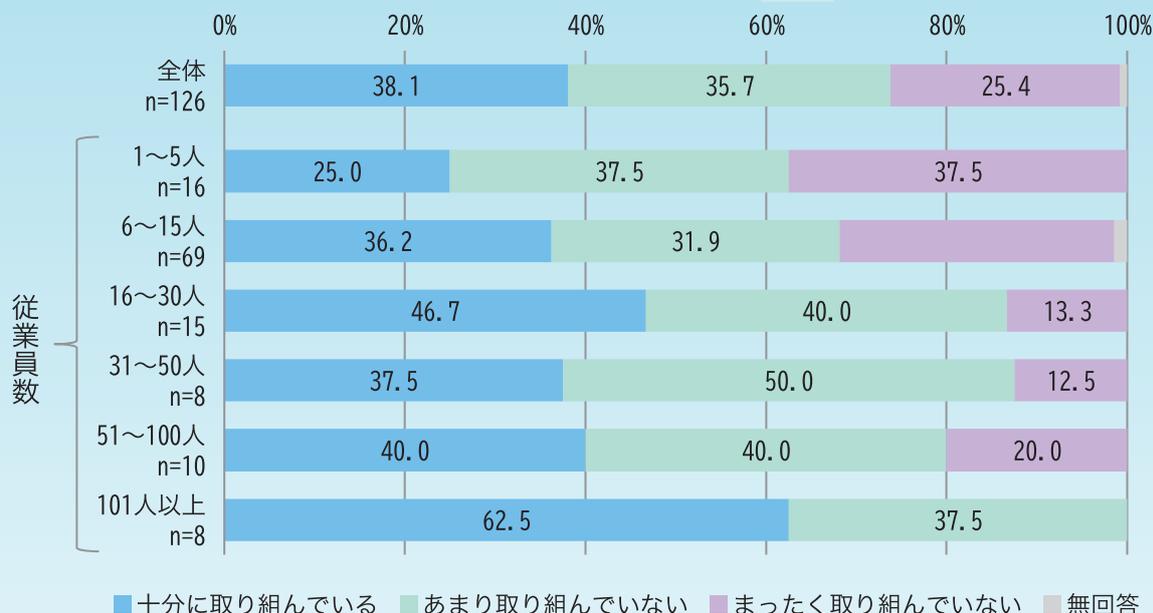
性別でみると、女性では9.8%の人が「DVを受けたことがある」としており、「身近にDVを受けた当事者がいる」も14.8%みられます。



【事業所実態調査】

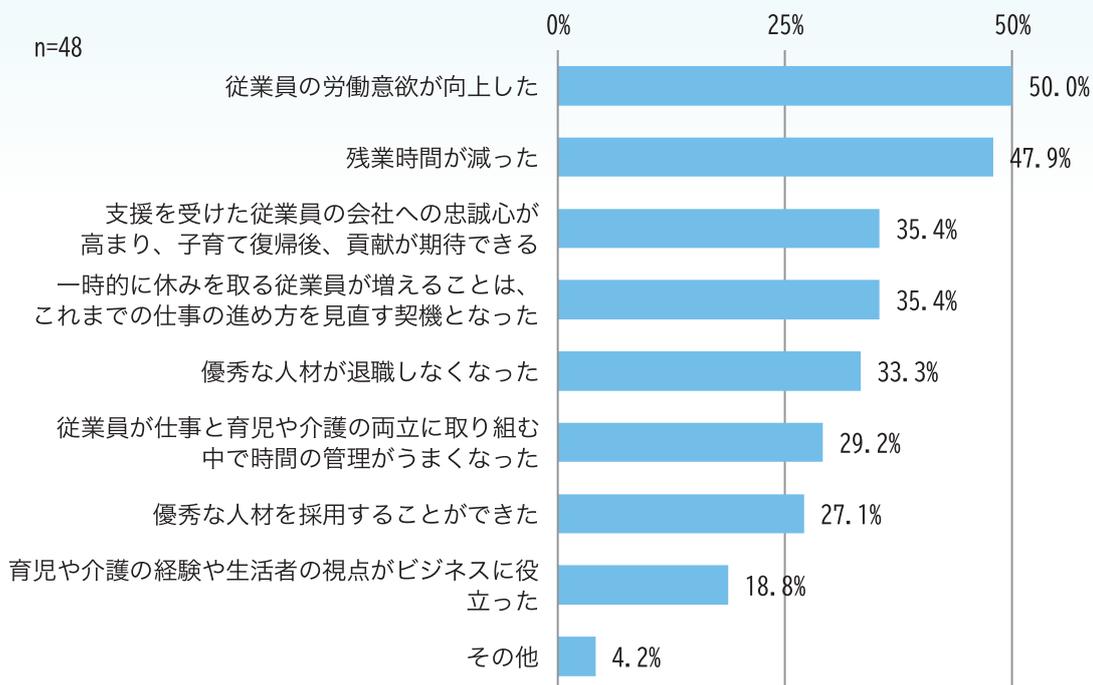
i) ワーク・ライフ・バランス*への取組について

ワーク・ライフ・バランスに「まったく取り組んでいない」事業所が約3割となっています。また、従業員数の多い会社ほど取組を十分に行っている割合が高く、反対に従業員数が少なくなるほど全く取り組んでいない会社が多い傾向にあります。



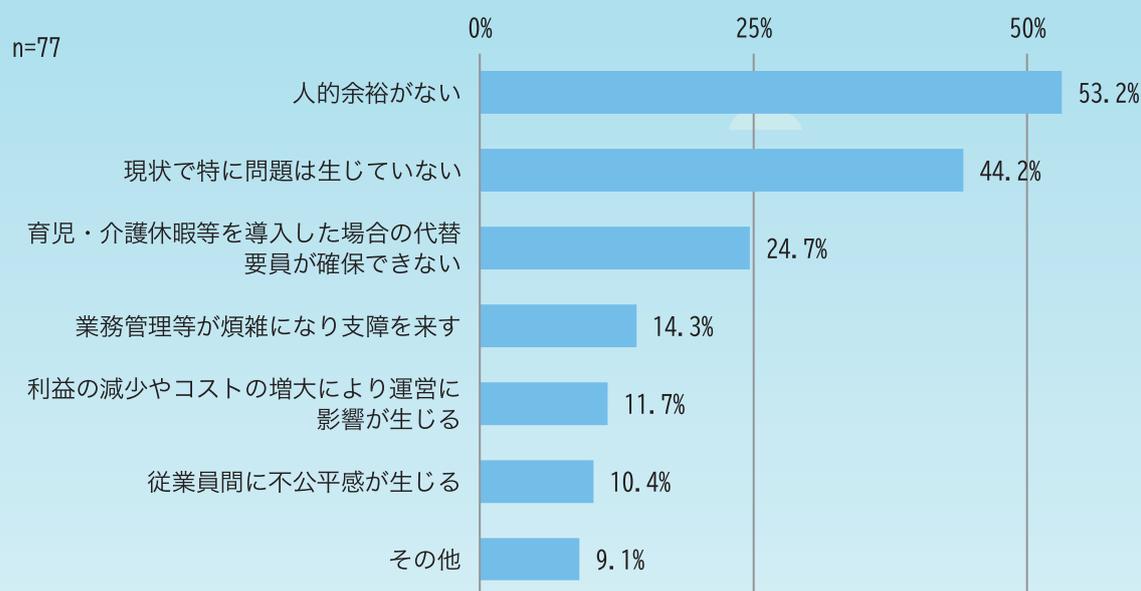
ii) ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んだメリット

ワーク・ライフ・バランスの推進に「十分にに取り組んでいる」と回答した事業所においては、約半数の事業所で、「従業員の労働意欲が向上した」、「残業時間が減った」といったメリットがあったとしています。



iii) ワーク・ライフ・バランス*の推進に取り組んでいない理由

ワーク・ライフ・バランスの推進に「あまり取り組んでいない」、「まったく取り組んでいない」と回答した事業所において、推進に取り組んでいない理由として、約半数の事業所で「人的余裕がない」としています。



自由記述より抜粋

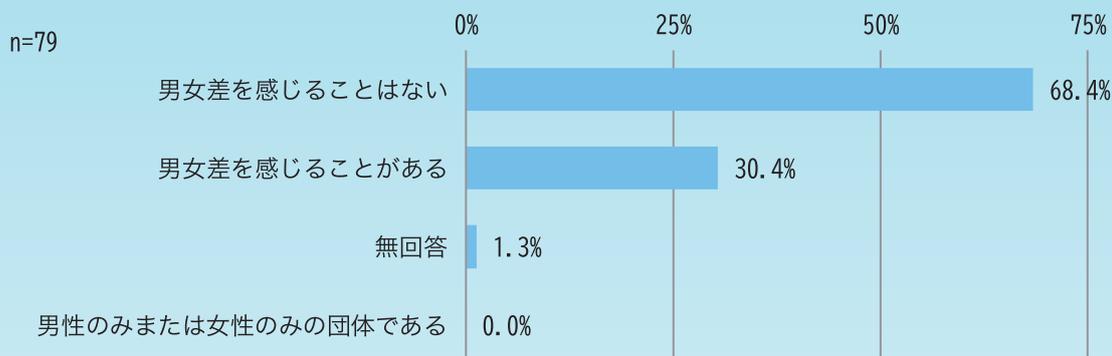
(): 業種

- 仕事と家事・育児の両立を目指して、フレックスタイム*勤務を導入するなどより良い環境を整備していかなければと思っています。(農業、林業)
- 社会全体で見ると男女共同参画は難しく、女性が不利になることが多いのではないかと感じます。男性優位の社会の在り方は根強い。(医療、福祉、介護)
- 男女双方の意識改革が必要である。(宿泊、飲食サービス業)
- まだまだ中小企業では女性が管理職として活躍するのは難しいように感じる。(サービス業)
- 保育や介護の公的サービスが充実しているとは言えない中だということもあり、特別に女性ということ意識してフォーカスを当てるのはたしてどうなのかという疑問も感じます。(医療、福祉、介護)
- 多様性の観点からも女性や男性というイメージに当てはめてしまうことなく、個性や能力等一人ひとりが持っているものを発揮する職場環境づくりが必要だと感じます。(製造業)
- 取引先の理解と取組が進まないと自社だけでは難しい場面もあります。その為にも全国、全産業が均一に取り組む環境が必要と感じます。(卸売業、小売業)
- 女性の働きづらさを改善するためには男性ばかりでなく同性の不理解も改善すべき点として取り組むべきだろう。(医療、福祉、介護)
- ライフステージ*に合わせた働き方、キャリア形成が必要だと思います。(製造業)

【団体意識調査】

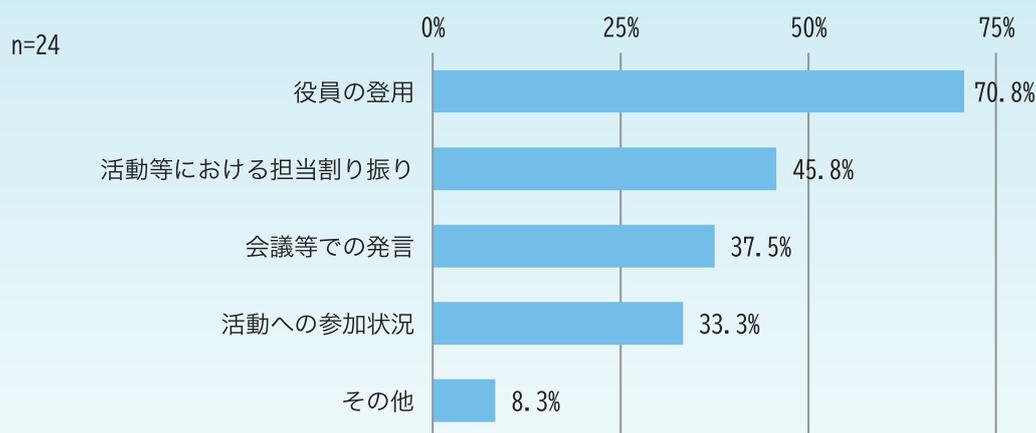
i) 活動において感じる性差

各種団体の活動において、約7割の団体が「男女差を感じることはない」としている一方、約3割の団体では「男女差を感じることもある」としています。



ii) 男女差を感じる場面

「男女差を感じることもある」とする団体において、それを感じる場面は、約7割が「役員の登用」としています。



自由記述より抜粋

() : 業種

- 女性も多方面で活動して欲しいと思うが、区役員の登用については、世帯主が主体であり、仮に女性に打診しても尻込みされるケースが多い。世帯内での役割分担の結果だとも思う。女性の参画は団体等の運営や人事がスムーズになる。(地域社会活動)
- 現在ある程度は男女ともに共同参画できていると思いますが、人権や人格的な根底の部分では、男性も女性も男性が優位であると思っています。子どもの少子化問題がありますが、現状において女性たちが仕事や家庭子育て等の負担があると、結婚そのものをためらうと思います。(地域社会活動)
- 活動するにあたって無理強いせず、できる人ができるだけをモットーに活動するように心がけています。男女に関わらず個人の体調や得意分野なども考慮し、遠慮することなく意見を言える雰囲気づくりが必要だと思い、日々活動のお手伝いをしています。(健康づくり活動)
- 家庭内においての男女参画は進んでいるようですが、地域活動においては、女性は責任を負う役割を避けるような状況ではないでしょうか。(地域社会活動)

【キーパーソンヒアリング調査】

対象者	性別	現在の状況等	ヒアリング方法
①一般企業従業員（A社）	女性	社員 育児のため時短勤務中	面談
②一般企業外国人従業員（A社）	男性	社員 海外子会社より日本語研修のため 来日中	面談
③人事担当者（A社）	男性	社員	面談
④一般企業従業員（B社）	女性	一般企業社員	メール
⑤人事担当者（C社）	女性	社員	メール
⑥防災士*	女性	自治体職員	面談
⑦地域おこし協力隊	男性	合志マンガミュージアム所属	面談
⑧地域おこし協力隊	男性	合志市クリエイター塾所属	面談

まとめ

- 男女による不平等を感じている人は少なく、性別による違いよりも、個々の特性を生かした活躍と考える人が多くなっていました。
- 女性従業員へのヒアリングでは、短時間勤務をされている方であるという背景もあり、家事や育児の大部分を女性が担っている状況が伺えました。
- 女性が活躍している、ある事業所においては、制度利用を啓発するだけでなく、本人への早めの相談や普段からの上司との円滑なコミュニケーションを促すといった取組を行っていました。
- 男女共同参画について、今まで考えることがなかったという声もありました。今後も引き続き啓発を行っていく必要があり、また啓発によって、一人ひとりの意識を醸成していくことが可能であると考えられます。

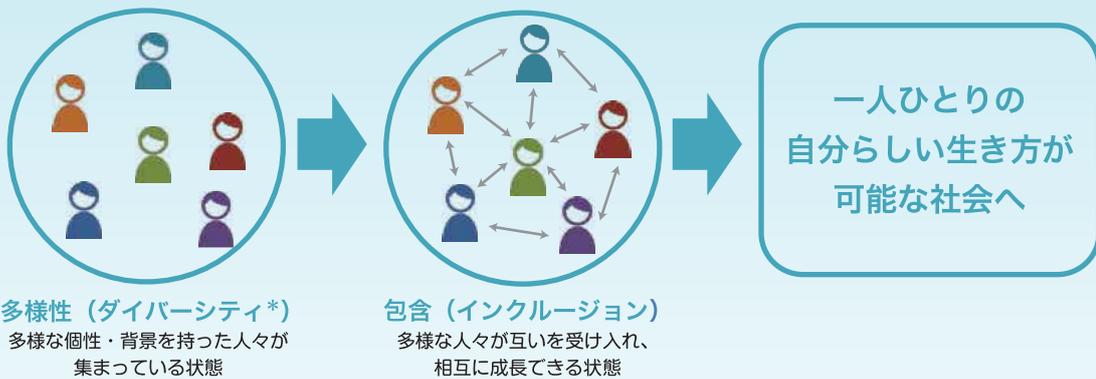
(3) 各種調査結果を踏まえた課題整理

課題①

多様な価値観の尊重

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」といった固定的役割分担意識に関して、「同感しない」が全体の6割以上を占めているものの、「どちらともいえない」とする人が約3割となっています。この3割の回答の背景として、そもそも男・女で分けた考え方をしない若い世代が増えている可能性、男女共同参画に興味を持っていない可能性など様々な理由が考えられますが、『考え方は個々で異なっているものであり、それを互いに認め合おう』という多様性やインクルージョンの観点から考えると、3割の回答者の意見も否定的に捉えずに受け入れていくことが肝要です。同じく市民意識調査において、「男女共同参画社会づくり推進のため自ら取り組みたいこと」として、『「男はこうあるべき、女はこうあるべき」という自分の価値観をおしつけない』が全体の5割を超え最も多くなっています。この結果にあるように、個々でそれぞれ考えをもった多様な人々が、互いの価値観を押し付けないことが大切であり、それを推し進められるような施策が求められています。

また、今後人口が増加し多様化していく本市は、さらに多様性に富んだまちへと成長していくことが予想されます。子ども、高齢者、外国人、障がい者など多様な人々がそれぞれ尊重され、だれもが住みやすいと感じるまちづくりが必要です。



課題②

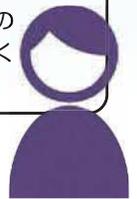
あらゆる世代と地域社会との関わり

市民意識調査においてさまざまな分野での男女の地位の平等感について伺ったところ、「政治」や「社会通念・慣習・しきたり」において男性優遇感が高いと感じている人が多くなっています。

今後、多様な世代が増えていく本市においては、古くからの慣習等が若い世代の地域離れにつながる可能性もあることから、慣習を次代に合わせて変化させていくなど、地域のありかたを見直していくことにより、誰もが暮らしやすく、活躍できる地域へと成長させていくことが必要です。

また、本市においては男女ともに特に40代の未婚率が増加しており、就職氷河期とも重なり非正規職シングル*の人々が増加している可能性があります。非正規職シングルの人々においては、経済的困難だけでなく、特に女性においては、女性でシングルであることによる心理的な圧迫を受けることもあります。非正規職の待遇改善、税制・社会保障の不公平の是正、結婚や出産を体験しない女性への偏見をなくすなど、社会の風潮・制度の改革が望まれています。

良い慣習を残しながら次の世代に合わせて地域のあり方を見直していくことも必要。



非正規職シングル家庭では、父親または母親が長時間働いているにもかかわらず経済的に苦しいという家庭も少くありません。

課題③

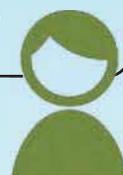
男性における家事・育児・介護への参画とワーク・ライフ・バランス*の実現

市民意識調査によると、家計の管理、買い物、掃除、洗濯、食事のしたくや片付けなどの日常的な家事については、6～7割の家庭で「女性」が担当しており、夫婦で分担している割合は1割程度にとどまっています。加えて育児・介護における負担割合も女性において多くなっており、女性従業員を対象にしたキーパーソンヒアリング調査においても、夫婦共働きの家庭において、主に家事・育児を行っているのは女性従業員の方自身であり、特に子どもの急な病気等に対応するのは女性となっているなど、決して夫婦間で平等とはいえない状況が伺えました。

ワーク・ライフ・バランスが整うことで、男性の家事や育児への参画機会も増大が期待されますが、現実には男女ともに理想と乖離している状況です。ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方改革など事業所における体制整備が必要とされる一方、市内事業所における調査によると、ワーク・ライフ・バランスへの取組のない企業が約3割となっています。

また、従業員数の多い会社ほど取組を十分に行っている割合が高く、反対に従業員数が少なくなるほど全く取り組んでいない会社が多くなっています。自由記述回答において自社だけでは難しいという回答もあることから、取組により良い循環の生まれている企業を参考にしながら中小企業を中心に啓発を行うなど、市・県・国全体で取り組む必要があります。

ワーク・ライフ・バランスには社会全体で取り組んでいくことが必要！



課題④

女性が能力を発揮して活躍できる環境づくり

本市の各種審議会に占める女性の割合は県・国と比較して低く、また、「子どもができて働ける方がよい」と考える人の割合は、以前より増えているものの、県・国と比較すると低い状況です。働きたい女性、社会で活躍したいと考える女性が活躍できる環境づくりが大切であり、それを理解する雰囲気づくりが必要です。

また、本市においては今後人口が増え、働く女性も増えていくであろうと予想されます。子どもが自分を大切にできる人間に育つためには、その母親自身も自分を大切にできる存在であることが必要です。

女性が自分自身を大切にすることができるよう、さらにまた女性を取り巻く職場や地域において、能力を発揮できる環境を確保することが求められています。

課題⑤

安心して暮らせる社会

また、熊本地震や水害など、近年大規模災害が頻発しており、いづどこで災害が発生してもおかしくない状態にあります。そのような中、今までの避難所では女性や小さい子どもへの配慮が欠けていたことがわかってきています。女性防災士*をはじめとする女性の視点を持って今後の防災に取り組み、女性や子どもだけでなく、誰もが安心して過ごせる場の確保や対策が求められています。



自他ともに大切に

本市へのDV*相談人数は近年増加しており、市民意識調査によると「DV／セクハラ*を受けたことがある」人や「身近にDV／セクハラを受けた当事者がいる」人の割合は全体の2割を超えています。DVやハラスメントの防止のために、これらを身近な問題として捉えて考え、また周囲の環境や教育により自他ともに大切にできる心子どもを育んでいくことが必要であると考えられます。



第3章 計画の全体像

1 基本理念及び基本目標

本計画では、基本理念として「多様な人々が、自他をともに大切にすまちなち合志」を掲げ、個々の背景に関わらず互いに協力し、自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現を目指します。

基本理念

多様な人々が、自他をともに大切にすまちなち合志

今後人口が増加しさらに多様性豊かなまちへと成長していく合志市において、一人ひとりが自分も周囲も大切にし、性別や年齢、国籍、障がいの有無など個々の背景に関係なく、誰もが暮らしやすいまちとなることを目指します。

基本理念に基づき男女共同参画社会を実現するために、下記の3つの基本目標を設定します。

基本理念

基本目標1 多様な価値観を尊重できる男女共同参画意識の醸成

個々でそれぞれ考えをもった多様な人々が、互いの価値観を押し付けることなく自らの意思で生き方を選択できるようにするには市民、一人ひとりが『考え方は個々で異なっているものであり、それを互いに認め合おう』というインクルージョンの視点を持ちながら互いの価値観を尊重する意識を持つことが必要です。

子どもを含めたあらゆる年代・性別の人々においてその意識を醸成できる社会づくりを推進します。

基本目標2 だれもが希望する場所で能力を発揮し活躍できる社会づくり

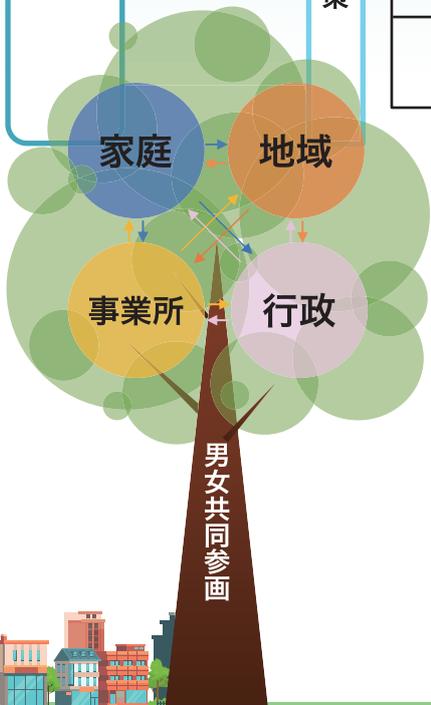
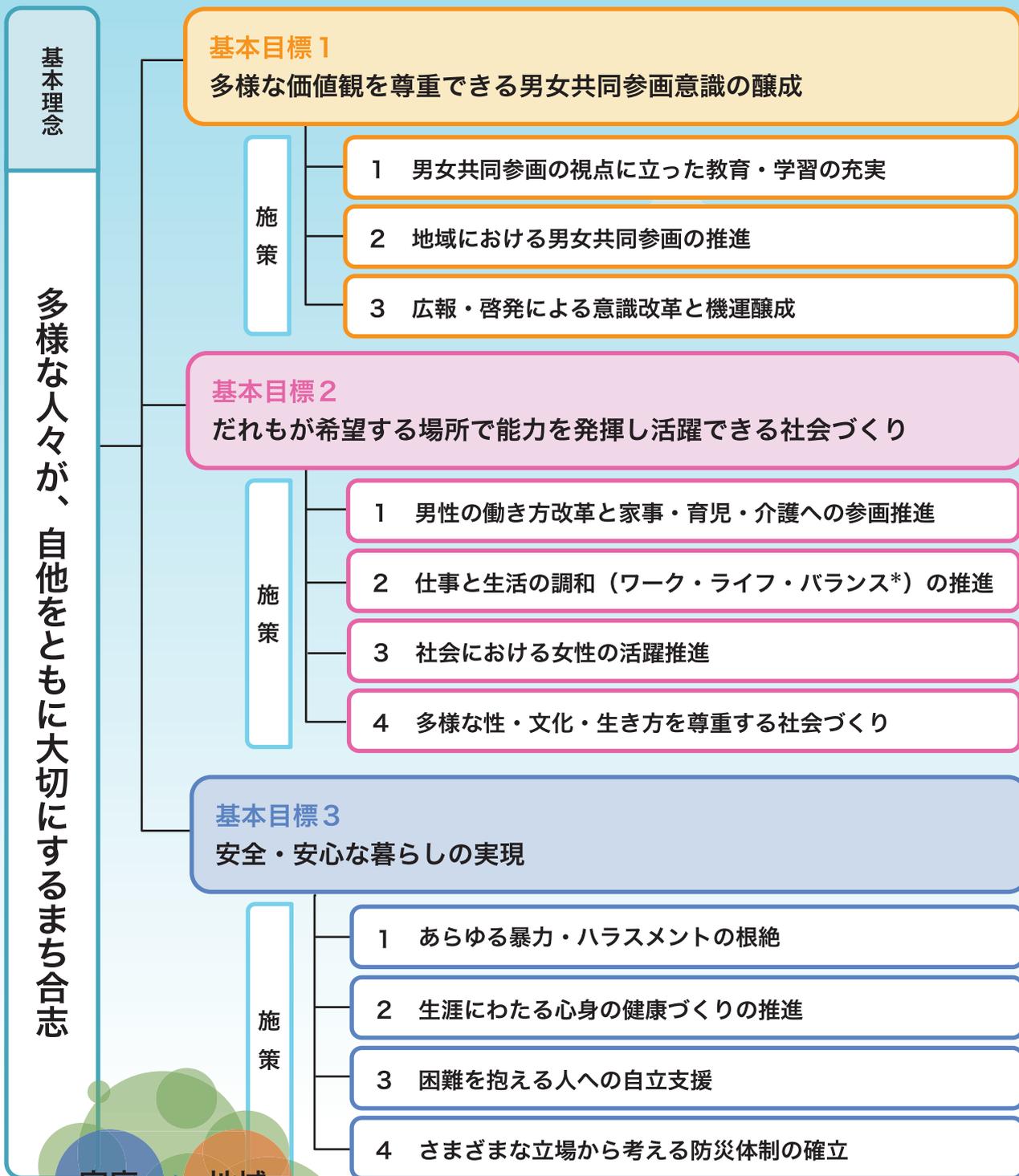
働きたい女性、社会で活躍したいと考える女性が活躍できる職場環境や地域環境づくりを推進すると同時に、ワーク・ライフ・バランス*への取組推進により、男女がともに充実した生活を送ることのできる、企業も地域も活力のある社会を目指します。また、文化の異なる外国人など多様な人々が共生する市であることから、その理解促進について地域や事業所、市民に働きかけ、家庭や地域、職場、学校など、あらゆる場においてだれもが個性と能力を十分に発揮できる社会づくりに努めます。

基本目標3 安全・安心な暮らしの実現

DVやハラスメントの正しい理解促進に向けた広報啓発や相談対応など支援の充実を図ります。近年増加しつつある非正規職シングル*の経済的リスクや生きづらさを軽減できるよう、待遇の改善や偏見の撤廃に向け、啓発していきます。また、ライフステージ*に応じて変化の大きい女性の健康課題に対して支援を行うとともに、妊娠・出産等に関する若い世代への正しい知識の普及を図ります。さらに、災害に備え、女性を含めたさまざまな視点に立った防災への取組を推進し、誰もが安心して過ごすことのできる場の確保や対策を行います。



2 施策体系



❖男女共同参画は、家庭・地域・事業所・行政それぞれにおける意識や取組とともに成り立ちます。

❖本計画では主に行政における取組について記載していますが、家庭・地域・事業所において醸成したい意識や取組について、各基本目標の最後のページ（P. 31, 38, 44）に記載しています。

3 成果指標の設定

計画に基づく取組内容や目標達成の状況を確認し、着実に推進するため、「成果指標」を設定します。5か年で達成すべき目標値を掲げ、計画の進捗管理に生かしていきます。

成果指標	実績値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)
基本目標1 多様な価値観を尊重できる男女共同参画意識の醸成		
固定的性別役割分担*意識に対する否定的な意見	66.6%	→ 70%
「社会通念・慣習・しきたり」に対する男女の地位の平等感	10.4%	→ 20%
「政治（立候補、議会役職等）」に対する男女の地位の平等感	10.4%	→ 20%
本市職員向けの研修の実施	年1回	→ 年2回
男女共同参画週間*実施の認知度	33.0%	→ 40%
合志市男女共同参画推進行動計画の認知度	39.0%	→ 50%
基本目標2 だれもが希望する場所で能力を発揮し活躍できる社会づくり		
本市男性職員の育児休業取得率	5.2%	→ 15%
仕事と生活のバランスがとれている人の割合	69.9%	→ 75%
ワーク・ライフ・バランス*へ十分に取り組んでいる事業所割合	38.4%	→ 45%
熊本県ブライト企業※ ¹ 認定を取得した事業者数	6社	→ 8社
シルバー人材センター*への登録者数	276人	→ 295人
待機児童の数	14人	→ 0人
本市女性管理職率	8.7%	→ 15%
各種審議会委員の女性の割合	31.3%	→ 40%
女性委員のいる各種審議会	88.5%	→ 95%
市議会における女性議員の割合	15.8%	→ 20%
基本目標3 安全・安心な暮らしの実現		
DV*を経験したことがない人	93.5%	→ 93.5%
ハラスメント対策を実施している事業所の割合※ ²	42.3%	→ 50%
子宮頸がん検診受診率/乳がん検診受診率	15.6%/20.0%	→ 18%/24%
市防災士*連絡協議会における女性防災士の数	21人	→ 50人
自主防災組織の会長に占める女性の割合	5.3%	→ 10%

※1 基本的な要件を満たした企業を対象に、熊本県が認定。

「ブライト企業」＝働く人がいきいきと輝き、安心して働き続けられる企業

※2 セクシュアル・ハラスメント*、パワーハラスメント*、マタニティ・ハラスメント*（育児休業等を申出・取得した女性労働者へのハラスメント）、パタニティー・ハラスメント*（育児休業等を申出・取得した男性労働者へのハラスメント）の取組平均



「人に相談できる話ではない」「自分にも悪いところがあるから」と思っていませんか。相談された方の秘密は守られます。一人で悩まず、相談して解決方法を探してみませんか。女性に限らず、男性のDV被害の方や同性パートナーからのDVの悩みについてもご相談を受け付けている窓口があります。

合志市 女性相談

パートナーが…

生活費をくれない。叩く・蹴る・物を投げる。
傷つくことを言う。子どもにつらくあたる。
子ども同士を比較し、態度を変える。
望まない性交渉を求めてくる。

妊娠・出産について…

病院に行く勇気がない。産んで育てる自信がない。
ひとり育てるための支援を知りたい。
里親制度のことを知りたい。
子どもを養子として引き取りたい。

どこに尋ねたらいいの？

仕事を探したいが、働けるか不安。離婚して自立したい。
家族・子育てのことで困っている。

などのご相談に応じています。

ひとり悩まず、一緒に考え、よりよい解決方法を探していきましょう。秘密は厳守いたします。

※性別に関わらず、どなたでも相談可

合志市役所 女性・子ども支援課

☎：096-248-1199（相談窓口直通）
☎：8:30～17:15（土・日・祝除く）

熊本市 DV相談専門電話

※熊本市にお住まいの方以外も電話相談が可能です。

☎：096-328-3322
☎：8:30～17:15（土・日・祝除く）

DV相談+（プラス）（内閣府）

☎：0120-279-889
☎：https://form.soudanplus.jp/mail
☎：電話・メールは24時間対応
チャットは12:00～22:00



熊本県警察本部 警察安全相談室

☎：096-383-9110（#9110）
☎：24時間対応

熊本県 女性相談センター

※来所相談や法律相談もできます（要事前予約）

女性相談（離婚問題・家庭不和・ストーカー被害）

☎：096-381-4454
☎：8:30～17:30（土・日・祝除く）

DV相談（配偶者やパートナーからの暴力被害）

☎：096-381-7110
☎：8:30～22:00（月～金）9:00～22:00（土・日・祝）

妊婦とこころの電話相談（妊娠・出産や思春期の性に関する悩み）

☎：096-381-4340
☎：9:00～20:00（月～土）（12:00～13:00を除く）

不妊専門相談

☎：096-381-4454
☎：9:00～20:00（月～土）（12:00～13:00を除く）

熊本県 男女共同参画相談室らいふ

性別にとらわれない自由な生き方の選択と人権を尊重した総合相談窓口として、人生の岐路にある方、生きづらさを抱えている方、人間関係や暴力行為に悩んでいる方、自分らしく生きたい方などのあらゆる相談を受けています。※男性も相談可

☎：096-333-2666（土曜のみ：096-355-2223）
☎：9:30～16:00（月・木・金・土）9:30～19:30（火）
※水・日・祝を除く。土曜の祝日は相談可。12/29～1/3は休み

ゆあさいどくまもと 性暴力被害者のためのサポートセンター

※年齢・性別にかかわらず、どなたからのご相談もお受けします

☎：096-386-5555
☎：24時間対応（12/28 22:00～1/4 10:00を除く）

Cure time(キュアタイム) 性暴力に関するSNS相談

- 匿名で相談可・年齢・性別を問いません（内閣府）
- 男性、LGBT(セクシュアルマイノリティ)の方からの相談も受付
- 外国語（10か国語）での対応も可能

<https://form.curetime.jp/ja>

<https://twitter.com/curetime1>

<https://www.instagram.com/curetime2020/>

☎：いずれも17:00～21:00（月・水・土）